

# 財団・組合及び社団の結合構造(四)

林 寿 二

## 第二 財団の結合構造

### 四 財団的結合体の例(未完)

#### (一) 序

1 財団的結合体の例として、財団的宗教結合体、特に、ローマ・カトリック教会・寺院・神社を採り上げた。<sup>(1)</sup> その他は他の機会を得たい。はじめにそれら各々の性質、法、権威構造等を概観する。

#### 2 カトリック教会・寺院・神社の性質

まず、カトリック教会の性質について。ここでカトリック教会(以下本項では単に教会と呼ぶ)は、教祖の教えを布め、儀式を行なうことを目的とする聖職者と物(教会七二八)との結合体を謂う。<sup>(2)</sup> 教会が財団的性質をもつという見解には、例えば、教会は神の財団である、教会は秘蹟的 sakramental 聖職者の救拯アンシニェタルト

財団・組合及び社団の結合構造(四)

財団・組合及び社団の結合構造(四)

Heilsanstalt である<sup>(3)</sup>とか、教会は教皇及び司教 Bischof 当局の支配下の法的營造物 Rechtsanstalt である<sup>(4)</sup>とか、教会法法典(九九)は、教会及び神学校を財団法人と規定したり、教会は、法的には全体として一の營造物と考えられる、などがみられる。勿論、教会も一の社会であり、そこには構成員があり、人的集団 Coetus hominum が存在する、教会という語は、実は集会を意味する、教会はキリストに在るすべての神の子らの集合である、といわれるように、教会に人の集団が存在することは言うまでもない。しかし、その構成員は、聖職者であって、信者の団体ではない。<sup>(5)</sup>ただこれがために教会を社団であるとするのは本稿とは別な視点からの考察である。ただし、この「信者」の中には平信者は勿論、聖職者も含むものと考えられるが、聖職者にその権限を付与するのは「信者」の団体ではない。彼らは教祖から直接にその使命と権限を得ているのであるから、かかる平「信者」は、教会の意思形成者としての構成員ではない。教会はまた、その本質は靈魂の社会であり、教祖の地上における生存が永遠化された神秘体であり、<sup>(6)</sup>教祖の体であり、教祖はまた教会の頭である、<sup>(7)</sup>といわれる。さて教会は、地上の現存者及び過去、未来の人々を含む、有機体、生命体であるとしても、<sup>(8)</sup>少くとも見える教会は一定の組織をもつ。<sup>(9)</sup>人の集団が組織をもつ限り、そこには権力が生れ、法が行なわれる。教会もまた法的教会である<sup>(10)</sup>ということが考えられる。これは、別言すれば、教会が信仰の団体に法的組織を併せたのだとも考えられる。言うまでもなく教会は、いわば、神の国の表現 Darstellung である。<sup>(11)</sup>教会の課題は精神的のものであるが、他面、教会自体は一つの機構的建築、調和された構造をもつ外部的法秩序である。そしてその法的組織は教会の建物を支持し、且つ負担するところの力強い足場でもある。<sup>(12)</sup>即ち教会はいつも忠実に、原則においてその創立者の意思にそいながら、信仰の団体を法制度によって支えている。<sup>(13)</sup>かかる教会は、神性・不変性・永続性・一体性・

唯一性を有することが知られる。<sup>22)</sup>

なお、カトリック教会法典(一〇〇I)によれば、カトリック教会および使徒座は、神の制定にかかわる法人として人格を有する。教会法上の法人(教会法人)が、国家法上の法人と必ずしも常に同一とは言い得ないことは、教会法の性質から推知できる。然し、教会法人も、教会法の下に権利能力者として、立つことは、疑ない。教会は神の秩序による法人で、しかも「財団法人」(教会九九)である。そして教会法人は「未成年者と等しく取扱われる」(教会一〇〇III)から、外部に對する法律行為は、法人の長、管理者等によって代理される。<sup>23)</sup>このことは、教会は何をなすべきか、どんな組織をもつべきか等の根源的なものは設立者によって与えられたが、現実には、如何に活動すべきかは、代理人によって決定せらるべきことを示す。その結果、代理人は、代理権の範囲内では、自己の判断で自由に活動ができることになる。代理人は代理権なくして一定の行為に出ることはできない。また教会は財団法人であるから、自己解散は認められないが、唯、法的権威者により、または百年間に亘り中絶状態にあることよつてのみ、消滅する。<sup>24)</sup>

次に、寺院の性質について。寺院はその所属宗派の教義を宣布し、儀式の執行を目的とするところの教祖、宗祖および僧職者と、堂宇その他の施設との結合体である。寺院を単に仏舎<sup>25)</sup>として、佛像を安置し僧尼の止宿する屋宇<sup>26)</sup>として、また、無檀無住の寺院は廃止する<sup>27)</sup>とか、寺院の構成要素に檀信徒を含ましめるような見解は、とらない。本稿は、寺院は財団性を有する<sup>28)</sup>と考える。寺院が、神性、不変性、永続性を有することはカトリック教会と同じである。

更に、神社の性格について。神社はその教義を宣布し、祭祀その他の儀式を行なうことを目的とする設立者お

財団・組合及び社団の結合構造(四)

よび聖職者と神殿その他の施設との結合体である。神社も神性、永続性、不変性を有する。

最後に、国家法はカトリック教会、寺院および神社の性格をどうみたか。宗教団体法制定までは、特にまとまった宗教団体法規はない。唯、政府は数次(第一四回、第五二回、第五六回等)に亘り帝国議會に宗教団体に關する法案を提出したが、通過しなかった。この間、キリスト教に対しては、徳川幕府以来の禁庄の方針であったのが、明治六年の所謂高札撤去<sup>334</sup>によってその布教も黙認の形になった。その後帝国憲法によって漸く形の上の差別はなくなり、降って明治三〇年代に入つて、布教その他につき、仏教その他の宗教とほぼ同等近い取扱いをうけることになった。神社については、政府は、明治十年頃から、神社は国家の祭祀であるとして取扱うようになり、<sup>335</sup>これがだんだんと制度づけられて、<sup>336</sup>敗戦までつづいた。唯、神社の財団的性格は、事実上も理論上も、民法施行以前から認められた。寺院の法人性は、理論上は勿論、事実上、政府も認めた。<sup>337</sup>明治一七年太政官布達一九号は寺院その他の宗教団体に管長を置くこととし、<sup>338</sup>彼に最高の品級権、裁判権を認めたが、宗教団体法(昭和一四年制定)にも、これが引きつがれた。同法によって、寺院は当然に法人とされ、<sup>339</sup>教会および教団は、法人格を取得できることとしたが(二)、政府が、宗教団体の教義、本尊等の宗教面にも干渉の手が伸ばし得るような規定(六)を置いた。宗教法人令(昭二一年制定)になると、神社も宗教として取扱われ、宗教団体に對する政府の統教権は全面的に後退し、<sup>340</sup>教会、寺院、神社の裁判権、品級権は各結合体の自治立法に委ねた。宗教法人法(昭和二六年制定)は、特に宗教団体の財産権の主体たる面を取り上げて規定し(一)、<sup>341</sup>宗教面に触れることは極力避けた。宗教法人令も宗教法人法も、唯、宗教結合体の財産に關する点のみに關して設定した法で、その規定は宗教結合体の全面を示していない。宗教団体法は宗教結合体の宗教面に触れているが、これもまた、国家に

必要な点にのみ触れたのであって、宗教結合体の全面を示すものではない。宗教結合体としての全体性は、これら一面的な国家法の外に、各結合体の自治法規、慣習などをみなくてはならない。

3 カトリック教会・寺院および神社の区分。これらの結合体も種々の観点から区分されるが、それらの若干に触れておく。

キリスト教会を、可視的教会と不可視的教会とに区別する見解がある。可視的教会は、目に見え、耳にきこえ、信じることのできる公の教会、教え・決定し・洗礼をさすける教会を指す。カトリック主義はこの可視性こそ教会の特色であるとする。不可視的教会は、内的・霊的な教会で、新教ではこれのみが真の教会であると考えられる。またカトリック教会に、普遍的教会と地方的教会の区別がある。普遍的教会は地方的教会を包括し、それに先行し、それを生み、即ち、天主の永遠の経緯において、その神的創造者の計画において、時間と歴史において、その本体とその富において、普遍的教会こそ、あらゆる意味において、地方的教会に比して第一である、という。従って地方的教会は普遍的教会から発し、それからその全ての存在を得る。普遍的教会は、地方的教会の後に追加されたものではない、とされる。

寺院の区分について。一宗門の寺院中最高位の統治権をもつ寺院（一寺または数寺）を冠称して本山または本寺<sup>43</sup>といい、本山または本寺に従属する寺院を末山または末寺・一般寺院という。両者は事実上上下直系の関係にある。沿革上は、徳川時代に、宗派の統制監督の必要上設けたとされる。本山と別に本山寺といわれる寺院があるが、これは本山の宗派に属して、宗派ではない。従って、宗制・寺法は本山寺の寺規則ではないし、管長が本山寺の住職たる<sup>44</sup>と否とを問わない。この本末関係も明治以降の本山の改革、特に敗戦後の宗門の民主化によって変化した。

#### 財団・組合及び社団の結合構造（四）

神社の区別について。神社には古来から社格があつて尊貴の差をつけ、神宮とその所管の下に多くの神社が奉祀されていた。また、神宮のような、社格の定めのない最高尊貴の神社と一般神社との区分もあつた。<sup>43</sup> 敗戦後は右の区別は、制度上なくなり、例えば「神社本庁」庁規等によれば、神社本庁の本宗としての伊勢の神宮とそれ以外の本庁所屬の神社と存在するのみになつた。ただ事実上は、尊貴の区別が存在するものと考えられている。

4 カトリック教会・寺院および神社の宗門法。教会・寺院・神社は国家法とは別に、固有の自治法をもつ。

カトリック教会法について。カトリック教会の実定的組織法としての教会法典を含めて、一般に、カトリック教会法の性質は、国内法や国際法のような意味の法ではない。教会法の特殊性は、教会の特殊な目的と、教会法が神の權威に基礎を置いているという点から生じる。<sup>47</sup> 教会法は教理的所与に結ばれており、その点、神学流の法である。<sup>48</sup> このため教会法をよく理解するには、カトリック的感受法が必要である、<sup>49</sup> とさえ言われる。その意味で教会法は、法律組織をただ附隨的に有するに過ぎない社会の秩序に関するものである。<sup>50</sup> また、国家法が時間的限界を有する社会を律するのに反して、教会法は、永遠に榮える地上の靈的社会を律する。<sup>51</sup> 然し、教会法も神学の分科ではなく、法学に属し、外的秩序にのみ関することは一般の法と違はない。この点、教会法も権力の上に立てられた命令的秩序であること<sup>52</sup> から言われ得る。この権力は凡て神に由来するから、即ち神は凡ゆる人間の権力に無限にまさる一つの権力を賦与した代表者によって、教会を主宰するから、この権力は社会的権力よりも遙かに強い。また、その権力が教会の主体間を結合するのは、有機的、法的紐帶によって支えられ、その結果、この結合は靈的性質のものであり、これが信仰人にとって確かな一實在によって構成されていると考えられている<sup>53</sup> からである。このような強力な法であるから、教会法は、通常の意味の刑罰によって裏付けられなくても、効力

に欠くことはない、その背景には、常に神の制裁即ち罪が存在するから、と考えられている。<sup>64</sup> また、教会法の中でも、特に固有の意味における憲法、即ち根本組織法は、教会の設立者によって永遠に与えられた不変の秩序である。<sup>65</sup> これは、神の啓示の表現であるところの聖書の中または教会の伝統の中にある。例えば、教皇権、司教庁、聖職者と平信者との分離、婚姻の不解消性などで、これは神の法であると言われる。<sup>66</sup> この神の法の外に、教会の歴史的発展に応じて制定される可変的な、所謂人法がある。教会法は、かくて一般的、永続的、恒常的性質をもった法であるとい得る。

次に、寺院自治法について。ここで寺院自治法とは、一寺が自らのために制定した寺院規則と宗門が制定した宗制・寺法などを指す。宗制・寺法にはその制定者と受範者が、同じものと異なるものがあるが、<sup>67</sup> 後者の場合宗派所属の寺院にとっては、屹度服従すべき上位規範で、寺規則はそれから発し、その基本原則は宗制・寺法に基づくことが要請され、唯、当該寺院の沿革その他により特別な規定が加え得るに過ぎない。但し、単立寺院は、宗制・寺法とは無関係ではないが、財産に関し極めて広い範囲で自治立法ができる。なお、宗制は原則として変更不可能であるが、寺法は比較的可能である。

更に、神社自治法について。ここで神社自治法とは、神宮、神社の制定する神宮規則、神社規則および神社が所属する教派があるときは、その教派の法も含めていう。神宮規則および神社規則は、この場合、教派の法から発し、前者の大綱が、教派の法に基づくことは寺院自治法の場合と同じである。神宮・神社が固有の意味の広範囲に亘って自治法を制定したのは最近のことで、然もその立法事項は、宗教法人としての面に多く触れている。勿論、このために、神社が財団的宗教結合体である点を捨てたわけではない。

#### 財団・組合及び社団の結合構造（四）

##### 5 カトリック教会・宗派および寺院・教派および神社のヒエラルヒー

ある権威と共に人の集団が組織されると、そこに権威を担うものとしての権力組織が生れる。<sup>63</sup> 但し、この権力関係も、宗教関係においては、例えば国家権力における刑罰権のようなものどちがって、単なる拘束的な力関係、即ち外的・物的な強制力ではない。むしろ、ここでは、通常、当事者が権威に随順し、随喜するように受け入れられている。<sup>64</sup> 権威は常に権威づけるものと権威づけられるもの、およびその上下関係が存在し、その中の一つが唯一のものとされたり、権威づけるものと権威づけられるものとが混在したりする。<sup>65</sup> 権威はまた複数のに存在し、一方の権威は、他の権威に従属し、また、これをかさにかさる。この相互関係はまた、一方は他方を利用してまた守護する。<sup>66</sup> 宗教的権威は、初め、教祖または宗祖の人格的なものとして発するが、これによる支配はやがて、世俗的な様式化・制度化（例えば經典・律法・制度などによって権威づけること）に進みがちで、これによって更にまた、権威は固定し、永続し、そこに人格と制度との一体化をみる。<sup>67</sup> そして、この制度化された宗教的権威にはヒエラルヒー Hierarchy が予想される。権威は財団的宗教結合体においては、その設立者たる教祖または宗祖などの単独意思によって表示され、それを示された人々の集団は統一的、統一的なヒエラルヒーを形成する。そして、この権威と結合体の統一を維持するために、最高権威・不可謬性が要請される。かくて、この宗教結合体の支配形態は所謂カリスマ的であり、伝統的であると言い得る。

カトリック教会におけるヒエラルヒーについて。教会は、最高の形而上学的権力、歴史的権力、倫理的権力、社会的権力をもたねばならぬと言われる。<sup>68</sup> 教会は、教祖が使徒ペテロおよびその後継者たちに与えた教会支配のための権力によって統治される、<sup>69</sup> と考えられている。この教祖から出るあらゆる権威、権力の組織は君主制に似



て造られ、教皇は全教会において、司教は各司教区において統治の権限を有している。この権限を通常の意味の立法権・行政権・司法権に区別することはできない。一人が三権を併有しているのである。<sup>65</sup>この君主制に似た権力構造は、強力なヒエラルヒーを形成する。教会のヒエラルヒーは、教祖が、使徒ペテロと使徒団の上にこれを予告し、約束し、設立した。これが既に二世紀の初めから、教会の頭たる一人の司教と、これを援助する司祭および執事の団体という形態で、存在した<sup>67</sup>という。教会のヒエラルヒーは、教会を治め、統一を確保し、真理の運命を永久に保証せんがために教祖によって与えられたもので、変更できない<sup>68</sup>。またそれは、人間に関する制度であるが、次の意味にとられる。即ち、全体としての教会の権力とそれに参加する人々の、一方が他方に対する従属の順序ということ。この教会の権力は品級権 *potestas ordinis* と裁治権 *potestas jurisdictionis* に分けられる。<sup>69</sup>この品級権と裁治権は、一の帶有者が他を有している場合もあれば、そうでない場合もある。品級権は、按手札から受ける權威に基づき、典札によって、神の礼拝に関し、特に聖体のミサを捧げること、秘蹟の管理に関し、信者を聖別する力である。<sup>70</sup>裁治権は、教会において、超自然的目的を獲得するために、信者を統治する力、即ち教会を管理し信者を教育する力であって、その權威は、教皇は、神の法に應じ合理的選挙とその受諾によって取得し、その他は、高度の權威の委任に基いて取得する。<sup>71</sup>品級権と裁治権は互に密接な関係に立つ。即ち、兩者共、超自然的目標のための神聖な制度であるということおよび兩者の一般的目标——永遠の救い——は同じであるということ。兩者はまた、次の点で異なる。まず、その直接の始源が異なる。即ち品級権は按手札により(教会一〇九)、裁治権は神の法により、その他教会法上の「叙任」により(教会一〇九、一四七―一四七)与えられるという。次に目的が異なる。即ち、品級権は聖別のため、裁治権は統治のためであること。更に兩者は性質が異

財団・組合及び社団の結合構造(四)

なる。即ち品級権は超自然的銘印 *mark* または性質により、取消しができないこと、裁治権は道德的關係に立ちつつ、他の事情に依り得ることなどが異なる。品級権ヒエラルヒーを構成する者は、司教(教皇は品級権については一司教に過ぎない)——司祭——下位聖職者(助祭・副助祭・下級受品者)である。裁治権ヒエラルヒーを構成するものは、上級の高位聖職者(教皇職)——隷属する司教職その他の従属的職階(司教区では、司教総代理、司教地方代理、小教区主任司祭等)である。これらヒエラルヒーの構成員の身分は、国民や世俗的権力にかかつてはいない。<sup>74</sup>

宗派・寺院のヒエラルヒー。宗派・寺院における現実の宗教的權威を形態的に觀察するとき、カトリックのそれが統一的であるのに比して、集合的であるとされるが、そこに何らかのヒエラルヒーの存在することは疑いがない。徳川時代から明治の初期までは本山の住職が宗門を統轄し、末寺の僧侶を指揮監督した。<sup>75</sup>ところが、明治一七年太政官布達一九号により、管長は、内は信仰の中心となって教権を運用して宗務を統監し、外には宗派を代表した。例えば、真宗本願寺派の宗制・寺法および寺法細則(何れも明治一九年発布昭和一二年改正のものによる)等によってみると、品級権ヒエラルヒーの頂点に立つ法主(寺六)によって得度した僧侶(寺七)は教師または教師試験に任ぜられて(寺細九、一一一六)説教を許され(寺細一三)品級の職につき、同派内においては、観学、司教および准司教、輔教、助教、得業のような学階が存在する(寺細一八)。裁治権ヒエラルヒーとしては、法主たる管長が最高位に立ち(寺五)、次に法主の任免にかかる執行が法主を匡輔する(寺九、一一、一五)。執行は派内の興学・布教・統理の責任を負い、僧侶の懲戒権をもつ(寺一一、一二、一三)。執行の事務を助けるための各種の任務をもつ職員があり、また、末寺は派の法度に服すべきものであるから(寺二七)、末

寺の住職・僧侶に裁治権はおよぶ。また例えば曹洞宗宗憲（昭和一六年発布）および曹洞宗令達によれば、管長は一宗を統理する（宗三一）。その品級権ヒエラルヒーについては、布教は管長自ら各地を巡化し（宗一〇、令達六号一）、また管長の命により、特派布教師が行なう（宗一〇、一一）。別に、大本山住職も本山布教および各地を巡化する（宗一二、令達二二）。地方布教は各教区の寺院の布教師が宗務所長の指揮を受けて布教・伝道し（宗一四、令達六号二七）、また住職は随時に教筵を開いて信者を化導す（宗一四、令達六号三四）。その他各種の布教は、布教師が管長の任命などにより、宗務院、宗務所長の管轄の下に行なう（宗一六、一八）。法要儀式の執行についても、管長、貫主、教師がその身分に応じて行なう（宗二二——二八）。裁治権ヒエラルヒーについては、管長が一宗を統理し且つ宗門を代表する（宗三一）。管長は宗門の立法権（宗三一・三三三）、行政権（宗三四——三七等）および司法権（宗四〇等）を有し、中央に宗務院を置き、そこに管長を輔佐する者として総務部長その他の役職員を置く（宗四四・四五）。また、全国を宗務管区に分けて、宗務所を置き、その所長が宗務所の事務を総括し、当該管区を代表する（宗五五・五六・五八）。寺院に寺格があり、大本山・格地・法地・平僧地および特別寺院とし、法地以上の寺院であって末寺のあるときは本寺とする（宗二六八・二八四）。住職に大本山住職（貫主）およびその代務者たる西堂、一般寺院住職の区別があり（宗二九八——三〇三）、僧侶たる教師を、例えば男僧では大教正（管長および大本山住職）、大教師・権大教師等に分ち（宗三三二——三四七）また、男僧たる僧侶を、上座・首座・力生・和尚・大和尚の法階に定め（宗三八九）て、夫々の身分と権限を結付ける。

神社・教派のヒエラルヒー。徳川時代における神社は、幕府の相当に力を入れた寺社行政の影響と、吉田家または白川家の支配下、またはそれらの支配外に立つ神職とがあって、部分的には、階層化が行なわれたものと思

財団・組合及び社団の結合構造(四)

われる。明治政府になってからは、一般的に言って、宗教法人令制定まで、国家が品級権、裁治権を支配した。然るに、宗教法人令は、これらを神社自らの手に委ね、ただ、神社の包括宗教団体の管理者が、右について承認権があることを認めた(宗令六・一一・一二ノ二)。宗教法人法は、法人たる一神社が、一方的に、法人たる他の神社に裁治権をおよぼし得ないとした(宗法一二、I、12)。今、教派であり、宗教法人である、神社本庁とその所屬神社のヒエラルヒーを、宗教法人「神社本庁」庁規、宗教機能に関する規程、神宮規則(何れも昭和二七年制定等)によってみよう。神社本庁は、本庁に統理を置き、統理は本庁を総括し、代表し、神社並びに本庁の事務所、神社庁および神社の職員を統督する(庁規六、七)。品級権ヒエラルヒーとしては、統理が教派を総轄する。統理の下に神職があり、神社の神職(神職は、神明に奉仕し、神社神道に基いて宗教活動に従事する)は、宮司、権宮司、禰宣、権禰宣の階位を有する(庁規八五・八七)、また、神宮の神職には、大宮司、少宮司、禰宣、権禰宣、宮掌等の序列があり、それらに、従って夫々司祭する(神宮規則三一―三七)。裁治権ヒエラルヒーは、法上、統理が頂点に立ち、本庁では、事務総長、常任理事等の理事が統理の裁治権行使を補佐し、他に階位ある神職が指揮をうける。神社では、宮司が首位に立ち権宮司、禰宣がこれを助ける(庁規八八)。唯、神社は、明治政府以降の宗教政策の影響をうけて、宗門としての一体性、従って、階層化が弱いものではあるまいか。

- (1) G・ルナールが「制度の哲学」(小林珍雄訳、栗田書店刊)において、未信者に、どうして、教会の体に属するあるものを理解したり、また、その知らない神聖な使命を目指して構成された法律知識の正しい観念が得られようか。教会法は未信者にとつてはびっくり箱であり、また、躓きの石であるといひ(三二頁、三三頁)、また Otto Friedrich: Einführung in das Kirchenrecht 1961, s. 35 が、教会の、公の概念設定は、カトリック主義では今日迄存在し

ない、としたのを知りつつ、またこのような考え方は、寺院・神社にも妥当するであろうということを考えながら、考察を進める。

(2) 教会を広義に理解して、教会の根本組織法と並んで、教会の立法によって形成された組織 *Einrichtung* が存在する。それ故、教会には団体的 *Körperschaftlich* な性質、即ちその存在、構成、手段が全部または一部の構成員の意思によって決定される *Einrichtung* が存在する (Anton Reitzbach: *Das Recht der katholischen Kirche nach dem codex iuris canonici 1959, s. 21*) は疑ないが、本稿ではこの *Einrichtung* は、聖職者のそれとしてのみ採り入れた。宗教法人が社団的性格をもつ場合 (例、宗法一八六、四三一) でもそれに近い。

(3) O. Friedrich *ib. ss. 35, 36.*

(4) O. Friedrich *ib. s. 36.*

(5) Alfred Voigt: *Kirchenrecht s. 116, 1961.*

(6) O. Friedrich *ib. s. 35*, ルナール前掲書二七五頁。

(7) ハッセヴェルト「教会の奥義」(八巻額男訳) エンデルレ書店刊、一九頁、二〇頁。

(8) 小口偉一「宗教社会学」東京大学出版会刊一五四頁、一五六頁、ハッセヴェルト前掲書八頁。

(9) ルナール前掲書二七四頁。なお、教会は、聖職者、修道者、一般信者からなる (ルネ・メッツ「教会法」(久保正幡、桑原武夫共訳) ドン・ボスコ社刊(一三三頁) とか、信者の団体であるという見解についてはルネ・メッツ前掲書三二六頁、T. Lincoln Bouscaren & Adam C. Ellis: *Canon Law p. 76, 1958, A. Voigt ib. s. 110*, 等が触れられている。

(10) J. P. ラベール編「公会議」ドン・ボスコ社刊、一六頁。

(11) ハッセヴェルト前掲書二九九頁。

(12) ルナール前掲書三三二頁、三三三頁。

財団・組合及び社団の結合構造(四)

財団・組合及び社団の結合構造(四)

- (13) ハッセヴェルト九頁、O. Friedrich *ib.* ss. 33.36, J. P. ラベル前掲書一〇頁、一三頁、ゲリー大司教「司教」(八巻額勇訳) エンデルレ書店刊、四六頁、二五七頁。
- (14) ルナール前掲書二七五頁。
- (15) J. P. ラベル・前掲書三六頁、Bouscaren & Ellis *ib.* p. 778.
- (16) ルネ・メッツ前掲書一三頁。使徒の時代から独自の胎児の法、謂わば、真の法のあらゆる要素を備えたもの——ゾムはこの法的性質に反対——が現われ初めたという(ルネ・メッツ前掲書一五頁)。
- (17) ルネ・メッツ前掲書一一頁、O. Friedrich *ib.* s. 33.
- (18) ルネ・メッツ前掲書一四頁。
- (19) O. Friedrich *ib.* s. 36.
- (20) ルネ・メッツ前掲書一四頁。
- (21) ルネ・メッツ前掲書一八頁。
- (22) ラコラデル「教会論」(岳野慶作訳) 中央出版社刊、九一頁、九〇頁、教会は神の永遠の経綸のうちにあつて、永遠的・永遠的の要素がある(ラコラデル前掲書五四頁、ハッセヴェルト前掲書一四頁)とされ、また、教祖キリストは、私は世の終りまで教会と共にいる、と望まれたという(J. P. ラベル前掲書二六頁)。
- (23) 一九一七年、教皇ベネディクトゥス一五世の公布した *codex iuris canonici* のことで、本稿は、ルイジ・チヴィスカ訳、一九六二年有斐閣刊によることにした。
- (24) 使徒座は、ローマ教皇庁を伴う教皇、を指す(Bouscaren & Ellis *ib.* p. 85. 教会七)
- (25) A. Voigt *ib.* s. 114, Bouscaren & Ellis *ib.* p. 778, A. Retzbach *ib.* s. 26.
- (26) その理由の一是、法人の全ての権利は、場合によれば、彼らの怠慢または浪費により、莫大な損害を惹きおこすかも

知れないような自然人の掌中にあるから (Bousaren & Ellis ib. p. 87) である。

30 A. Voigt ib. s. 116.

31 A. Voigt ib. s. 114, Bousaren & Ellis ib. p. 88.

32 梅田義彦「日本宗教制度史」百華苑刊、一一四頁。

33 望月仏教大辞典Ⅱ一七一〇頁、森岡清美「真宗教団と「家」制度」創文社刊二四頁、二七頁以下。

34 明治五年一月八日太政官布告三三四号。

35 下間空教「宗教法研究」有斐閣刊、七二頁、および第一四回帝国議會(明治三年二月)の宗政法案(政府案)第三条。なお、明治六年二月四日教部省第七号達は、無檀無住は必ずしも廢寺の理由とはしないとす(伊達光美「日本寺院法論」巖松堂刊、一一五頁)が、これは本稿の主張に近からんか。

36 第一四回帝国議會(明、三三、一一、九)提出の宗政法案では、教会は、宗教行為を目的とする社団または財団法人であり、寺は寺院を所有し宗教行為を目的とする財団法人とし、寺院は本尊を安置し、宗教行為をなし、僧侶の止住する建物とした。第五二回帝国議會(昭、二、一、二九)提出の宗政法案は、寺院は一定の宗派に属し、堂宇を施設し、本尊を安置し、宗教行為を行なうもので、法人であるとし、教会は寺院ではなくて、一定の教団(など)に属し、会堂を施設し、その所属の教団(など)の教義の宣布等を行なうものとする。但し、キリスト教会は教会規則で教団に属さないことができる、とした。第五六回帝国議會(昭、四、二、一五)提出の宗教団体法案は五二議會の法案とほぼ同じ。

37 明治元年に太政官は高札(所謂定三札)を建てて、「切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御禁制」としたが、不平等条約改訂に際して、キリスト教国の非難をおそれて、右を撤去した。

38 明治三二、七、二七、「神仏道以外ノ宗教宣布並堂宇会堂等ニ関スル規程」(内務省令四一号)による。

39 財団・組合及び社団の結合構造(四)

財団・組合及び社団の結合構造(四)

36 梅田義彦前掲書四一四頁。

37 例えば、官制上も、明治三三年内務省の社寺局を神社局と宗教局とに分ち、後に神社局(後に神祇院)は内務省、宗教局は文部省所管にするとか、神職は国の官吏とするとか、また、宗教団体法では神社を対象外としたことなど。

38 J・P・ラベル前掲書一三頁、一四頁。

39 例えば、上述の第一四回、第五六回帝國議会议政府提出宗教関係の法案によれば寺院は「法人」とする、とした。

40 「目にみえない教会などということは、まったく教会がないことと同じである」(J・P・ラベル前掲書一二頁)。

41 ゲリー前掲書四四頁。

42 ゲリー前掲書四四頁。W・ドルメツソン「教皇」(橋口倫介訳)ドン・ボスコ社刊、三〇頁。

43 例えば、真宗本願寺派の寺法(明治一九年発布)によれば、真宗本願寺派ノ本山ハ一派中ニ於テ只京都本願寺ノ一寺ニ限ル(一)。本山ハ一宗弘教ノ本刹ニシテ派内ノ末徒ヲ統轄スル所(二)、末寺ハ一派ノ法度ニ服従スヘキモノトス(二七)。末寺ハ……宗門ヲ護持スルヲ本分ノ務トス(二九)、とする。本山こそ末寺の存在根拠であり、窮極の権威者である。

44 長谷山正観「宗教法概論」有信堂刊、一二二頁、一二三頁、二四九頁、二五〇頁、下間空教前掲書七三頁。

45 社格の制度は、崇神天皇の朝に天社国社の別、大宝令には神社に大社中社小社の区別、其の後延喜式によつて官社(これに大小官国幣社あり)の制があり、明治以降は、官国幣社、府県社以下の神社があった。また、神宮の所管下に、別宮撰社、末社、所管社の神社があった(岡田包義「神社制度大要」政治教育協会刊三七頁―八〇頁)。

46 宗教法人「神社本庁」庁規三、七三、宗教機能に関する規程三。

47 ルネ・メッツ前掲書一六頁。

48 ルナール前掲書二二八頁。



(49) ルナール前掲書二一九頁。

(50) ルナール前掲書二二一頁、一三三二頁。

(51) ルナール前掲書二三四頁、一三三三頁、ルネ・メッツ前掲書二二頁。

(52) ルナール前掲書二三三頁、ルネ・メッツ前掲書二六頁、ラコラデル前掲書四二頁。

(53) ルナール前掲書二三三頁、一三四頁。

(54) ルネ・メッツ前掲書二四頁。

(55) A. Retzbach ib. s. 21, A. Voigt ib. s. 107, O. Friedrich ib. s. 33.

(56) A. Voigt ib. s. 107.

(57) 例えば、次の表をみられたい（梅田義彦前掲書三八〇頁より）。

（制定権者） （対象） （例）

(1)	寺院	住職	職
		住職會議	
		住・檀會議	
		（中世に多い）	
		当該寺院	天台宗宗園寺定

特定寺院——真言宗石山寺条目

(2) 本山寺院  
一般末寺——曹洞門下法度

特定寺院——曹洞宗恵倫寺定

(3) 僧録触頭  
一般配下——曹洞宗控

68 すべての権威はますある階級制度即ち同一目的をめざして行動すべく組織された人の集団が必要であり、つきにこの階級を保管し、自由を使用できる権力が必要である（ラコラデル前掲書三四頁）、といわれる。

財団・組合及び社団の結合構造（四）

財団・組合及び社団の結合構造(四)

- 59 小口偉一前掲書一六四頁。
- 60 小口偉一前掲書一一頁。
- 61 小口偉一前掲書一二七頁、一二八頁。
- 62 小口偉一前掲書一七一頁。
- 63 ラロラテール前掲書頁四三。
- 64 ルネ・メッツ前掲書二六頁、ゲリー前掲書二五九頁、O. Friedrich ib. s. 38.
- 65 ルネ・メッツ前掲書二六頁。即ち、教会は民主制の社会ではなく。首長、幹部は平信者から托された権力を有するのではなく。
- 66 Bouscaren & Ellis ib. p. 93 は、教会は教会法に依るヒエラルヒー社会 hierarchical society である。
- 67 ゲリー前掲書一六頁、W・ドルメッソン前掲書二頁以下。
- 68 ハッセヴェルト前掲書三〇五頁、ルネ・メッツ前掲書一一八頁以下、ラロラテール前掲書四〇頁。
- 69 O. Friedrich ib. s. 38, Bouscaren & Ellis ib. pp. 94, 95, A. Voigt ib. s. 117, A. Retzbach ib. s. 29 ルネ・メッツ前掲書一一九頁以下。
- 70 A. Retzbach ib. s. 29, Bouscaren & Ellis ib. pp. 94, 95, René Metz: What is Canon Law p. 84. 1960.
- 71 Bouscaren & Ellis ib. p. 132—, A. Retzbach ib. s. 29, 上掲空教前掲書一一七頁。
- 72 Bouscaren & Ellis ib. p. 143.
- 73 R. Metz id. p. 84.
- 74 A. Retzbach ib. s. 29.
- 75 小口偉一前掲書一七二頁。

(二) 財団的宗教結合体の意志構造

1 財団的宗教結合体の意思は設立者によって与えられる。既に触れた(本稿第二、一)ように、設立者はその設立意図および事業を永久的に、しかも不変に存続せしめたいと願うことから、彼の意味はその結合体に少くとも原理的なものとして永く残そうとする。唯、現実には彼自身は、その結合体から去ることは決定的である。そこで彼は、この現実の結合体が、歴史的な事実として、永く生存していくために、彼の与えた原理的、根源的な意思は変更できないが、それが、現実の環境に順応して生きるために、一定の限度で、その意思を解釈し、執行し、従って場合によれば、一定の範囲内で立法の権限も与えるであろう。この与えられた意思形成の権限は、仮に設立者の意思と同じであっても、その基づく権威が異なることは明かである。

2 カトリック教会の意思形成について。教祖キリストは、私はこの岩の上に、私の教会をたてよう、といひ、唯一、聖、公、使徒伝来の教会をたてた、と考えられており、<sup>(1)</sup>彼こそ教会の基礎的組織、即ち信仰の遺産・教導権・秘蹟を確立し、永久に生き残り、誤ることのない権威の上に建てたと謂われる。<sup>(2)</sup>また、教祖キリストは、使徒ペテロに、私の代理者になりなさい。私は教会の、目に見えない頭である、あなたは教会の目に見える頭として治めなさい、あなたの権能は、私のそれと同様に無限である、と言ったという。<sup>(3)</sup>かくてローマ・カトリック教会(世界教会)の設立者はペテロであり、彼のみがこの教会の頭であった。<sup>(4)</sup>かくて、それら教会の至高の権力は、目に見える教会の設立者としての宗祖の(教祖が、単一君主制社会をつくることを望まれ、教会は君主

#### 財団・組合及び社団の結合構造(四)

制にならって組織されたように)、唯一人の手中に統べられているのである。<sup>(6)</sup>

寺院の意思形成について。寺院の意思は宗祖その他の設立者によって与えられる。例えば、京都本願寺は、宗祖見真大師によって設立され、「弘安三年覚信大谷寺務ヲ如信ニ附シ且ツ書ヲ門弟等ニ貽リ永ク大師ノ系統ヲ以テ相承スヘキ旨ヲ戒約」し(真宗本願寺本派法規類纂宗制附録より)て、その大綱を示され、其の後の「宗意安心ノ正不正ヲ判決スルハ伝燈法主ノ職任ナリ」(宗制一一)として、裁治権・品級権をその後継者に委せた。また、例えば、曹洞宗宗祖道元は永平寺開闢の始祖であって(明治五年、両山盟約一)、同「宗ハ仏祖単伝ノ正法ヲ以テ宗旨トス」、「本宗ノ儀式ハ仏祖ノ示訓ト洞上行持規範トニ依準ス」<sup>(6)</sup>として、その宗教活動の意思は宗祖によって与えられたことを示す。また、昭和九年曹洞宗宗憲前文によれば「本宗独特仏祖直指単伝ノ宗体ハ専ラ法統寺統ノ相嗣相承ヲ完ウスルニ在リ而シテ法統ノ相嗣ハ源ヲ高祖太祖ニ発シ寺統ノ相承ハ流ヲ兩大本山ニ窮ム」、「法寺兩統ノ大本ハ炳トシテ高祖太祖ノ真儀ニ在リ歴代ノ貫主世世其ノ統ヲ嗣承シ領有シテ連綿不断渝ルコトナシ」としている。宗祖の本山または本山寺設立の意思は上述の通りであるが、末寺その他においても、設立者の設立意図が寺院の意思を形成する点は同じである。

神社の意思形成。宗教結合体としての神社の意思も設立者が与える。設立者は「祭神の奉斎」を決定し<sup>(7)</sup>、祭神に奉仕して、神霊・教義(祝詞等に示される)を伝える司祭者を決め、本殿・拜殿等を造営する。この設立者の意図は神社の将来の宗教活動を基本的に拘束する。

(1) W・ドルメッソン前掲書九頁、J・P・ラベル前掲書一一頁。

(2) W・ドルメッソン前掲書五二頁、五八頁、J・P・ラベル前掲書一一頁、ゲリー前掲書三一頁。

- (3) J・P・ラベル前掲書一六頁、二〇頁、二二頁、W・ドルメッソン前掲書二〇頁、二五頁、三〇頁。
- (4) W・ドルメッソン前掲書二五頁、四一頁、四三頁、四五頁、五〇頁、五六頁。
- (5) ルネ・メッツ前掲書一三四頁、J・P・ラベル前掲書三六頁。
- (6) 大正一一年曹洞宗宗憲一、三。
- (7) 宮地直一前掲書四九頁。

### (三) 財団的宗教結合体の意志実現

1 既に与えられた財団的宗教結合体の意思は、現実に実現されねばならない。これは聖職者によって行なわれる。宗教結合体を活動組織の点からみて、その聖職者の法上の地位が、代理人であるか機関であるかは争のあるところであるが、本稿は一般論として、後者に左袒する。まず、聖職者の一般的な概念をみよう。

聖職者は宗教結合体における精神的、靈的な、本来の宗教行為を行なう面と、これを前提としつつ、宗教結合体における統治を行なう面との二の機能をもつ。但し、宗教面のみをもって、統治面をもたない聖職者はあるが、この逆はあり得ない。これは、本来の宗教行為こそ宗教結合体の最初に必要とせられる要件であることを示す。

聖職者の身分の取得は、宗教結合体の定めによるが、例えば、カトリック教会では初剃髪と聖職につくこと<sup>(1)</sup>により(教会一〇八一)、真宗本願寺派では得度と僧籍名簿登録により(同派宗制六、寺細一一、得度規約六)、曹洞宗宗派では得度と僧籍簿登録により(同派宗制三八三——三八七)、神社本庁の神職たる身分は、階位を有する信者で神社本庁規(八八)および「神職身分に関する規程」<sup>(2)</sup>によって任用された者となる。聖職者の身分を取得すると一の組織せられた、階層化された社会に入ることは既に触れた。この聖職者の社会は謂はば職能団体、職業集

財団・組合及び社団の結合構造（四）

団ともいふべき面もある。<sup>(3)</sup> 聖職者は、その身分に依じて、信者と異なる権利や義務をその所属宗教結合体に対して有している。唯、彼の権威は、少くとも財団的宗教結合体においては平信者から来るものとは考えられない、神の委任、教祖・宗祖から来るものとされる。<sup>(4)</sup> 聖職者の身分の喪失も、所属宗教結合体の定めによる。例えば、カトリック教会においては、聖職者の身分を捨てて平信者にもどることは、特に上級品級をうけているときはむずかしいとされ、これから離れようとしても、実質上はともかく、教会法上、特に独身の義務に拘束されるという。<sup>(5)</sup> 寺院でも、一定の事由があつて帰俗した者が再び同派の僧侶たらんとするときは、特別の手續を必要とするとか、神職がその身分を失ったときについても規定がある。<sup>(6)</sup>

- (1) O. Friedrich *ib.* s.39, Bouscaren & Ellis *ib.* p.94, R. Metz *ib.* p.80, A. Retzbach *ib.* ss.29,30.
- (2) 例えば、教会法一〇八条をみよ。その他、R. Metz *ib.* p.84.
- (3) 小口偉一前掲書一五六頁、ルナル前掲書二七二頁、二七四頁。
- (4) R. Metz *ib.* p.80.
- (5) ルネ・メッツ前掲書一二二頁、一二三頁。
- (6) 曹洞宗宗制四一二、真宗本願寺派得度規約八一五、神社本庁の神宮規則三二一—三四、（神社）本庁に所属しない神社の職員取扱に関する規程一—三。